

# 埼玉県 思いやり駐車場制度 (パーキング・パーミット制度)

## 多胎妊産婦（双子、三つ子などの妊産婦）の 有効期間を延長しました



埼玉県思いやり駐車場制度とは、障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

このたび、多胎妊産婦（双子、三つ子などの妊産婦）の方の利用証の有効期間を延長しました。

有効期間（令和7年4月1日から）

多胎妊産婦は出産後 **3年**まで

（変更前：出産後1年まで）

～令和7年4月より前に利用証の交付を受けられている方へ～

多胎妊産婦であれば、交付済みの利用証について有効期間の延長が可能です。延長や再発行を希望される場合、交付時と同様に、市町村の窓口（※）か電子申請により申請手続きを行ってください。

※ 交付申請書・母子健康手帳（各々の胎児の手帳）、利用証をご持参ください

